

横浜家庭裁判所委員会議事概要

第1 日時

平成27年12月8日（火）午後1時30分～午後3時30分

第2 場所

横浜家庭裁判所大会議室（本館5階）

第3 出席者

（委員）五十音順，敬称略

内嶋順一，浦木厚利，押川渉，小村陽子，西山俊太郎，仁平正夫，藤塚正人，
前澤康彦，三村晶子，三村圭美，山川伸二，山本真実

（事務担当者）

首席家庭裁判所調査官，家事首席書記官，少年首席書記官，事務局長，総務課長，総務課課長補佐

（オブザーバー）

権利擁護推進担当課長（神奈川県社協），家事次席家庭裁判所調査官，家事次席書記官，家事部裁判官

第4 テーマ

高齢化社会の受け皿となるべき成年後見制度の在り方をめぐって

第5 議事（以下，◎委員長，○委員，●裁判所委員，◆オブザーバー及び事務担当者）

1 委員長選任

横浜家庭裁判所長三村晶子委員が委員長に選任された。

2 委員長代理指名

委員長から浦木委員が委員長代理に指名された。

3 浦木委員（部総括裁判官）から，テーマの趣旨等について，次のとおり説明

成年後見制度とは，精神上的の障害により判断能力が不十分な人（以下「本人」という。）について，法律的に支援をする制度である。

厚生労働省公表の新オレンジプランでは，認知症有病者数は，平成24年の462万人から平成37年には約700万人に増加すると推計されている。

これに対し，平成26年12月末時点の，全国における成年後見制度の利用者数（管理継続中の本人数）は，成年後見，保佐，補助，任意後見の合計で18万4670人であり，これは，認知症高齢者の約4パーセントに過ぎない。後見制度の利用者は，仮に利用率が現状のままであったとして，平成37年には約28万人，利用率が10パーセントになった場合には，約70万人に増加することになる。

このように累積的に増加するであろう成年後見等事件に対処するため，家庭裁判所においては，より合理的な事務処理の在り方の検討が喫緊の課題となっており，同時に後見人の給源の確保のための方策についても検討を開始する必要がある。

また、後見人等による不正事例が、平成26年度は、全国で831件、被害総額は約56億7000万円に上っていることもあり、後見制度の適正な運用に向けた社会の関心が高くなっている。後見等監督を担う家庭裁判所において、後見人等による不正行為への適正かつ迅速な対応も求められている。

以上のような状況を踏まえ、「高齢化社会の受け皿となるべき成年後見制度の在り方」について、御意見をお伺いしたい。

- 4 引き続き、浦木委員から後見制度、横浜家庭裁判所における後見関係事件の実情について、説明があった。
- 5 内嶋委員（弁護士）から、①親族後見人の実情と期待されること、②第三者後見人の類型と現状、③第三者後見人拡大としての市民後見人養成、④本人支援の観点から制度に求められることについて、説明があった。
- 6 オブザーバーの権利擁護推進担当課長（神奈川県社協）から、かながわ成年後見推進センターにおける①成年後見制度相談事業と相談事例、②法人後見支援事業、③市民後見普及支援事業（市民後見人の養成）、④市町村社会福祉協議会の取組等地域福祉を基盤とする成年後見制度の利用促進に向けた活動や取組について説明があった。

7 意見交換

- 後見制度支援信託を利用する基準等はあるか。
- 費用対効果を考慮し、ある程度の高額な預貯金等の流動資産を持っている方に利用いただいている。
- 認知症のグループホームと特別養護老人ホームを担当している。グループホームとしては、本人の生きる支えを守っていきたいと考えているが、後見制度の利用に当たって第三者の支援や協力が必要となり、手続きに時間を費やすことになったり、配偶者や子どもがいない認知症の人について弁護士を介して申立てを行っても、遠い親族が反対したりする等の事案が見られる。また、特別養護老人ホームでは、認知症末期になると咀嚼ができないため物が食べられず、胃ろう（胃に穴をあけ人工的に経管で栄養を入れる）、又はIVH（中心静脈から血液に栄養を投与する）の選択が問題となり、家族がいればその家族に意見を確認できるが、第三者後見人の場合には、医療のことは相談しないでほしいとの意向で施設に一任されてしまうことがある。施設職員として成年後見制度における医療に関するアドバイス等をいただけると助かる。
- 家庭裁判所に申立てがあれば、例えば、親族の1人が本人を連れまわして何らかの行為をさせようとしても、家庭裁判所は不正等が疑われると本人の権利擁護の観点から動いてくれ、本人申立て、親族申立てに関係なく、公正かつ厳格に審理されるので安心である。

認知症等の問題は本人の親族等に紛争がある場合、本人が置き去りにされてしまっているという現状が一番問題である。我々が相談を受けた場合は、本人や親族の状況から後見制度を利用する必要があるか否か、利用する場合に本人との間でいかに上手く関係を構築していくかを考えていかなければならないと思っている。

先ほどのリビング・ウィルの問題も、本人の望みは何かを考えて、自然に亡くなることを選択し、施設で最期をみとられるよう手配する等、成年後見人は、節目節目で本人に付き合わなければならないため、ある程度のセンスが問われると思う。士業に限ら

ず、市民の方でセンスがある方はぜひ第三者後見人をやっていただきたい。支援は、与えることばかり考えがちだが、返ってくることもあると思っている。そういう考えの方に関わっていただくと、紛争性があったとしても紛糾することなく収まり、本人は平穏に暮らせ、穏やかな最期を迎えられると思う。

- 4親等までの親族や本人が申し立てることができるが、親族間で争いがある場合は、進め方が難しい。一方の親族からの申立てに反対側の親族が反対している場合は、反対側の意見を伺って鑑定を行い、鑑定結果を示して理解いただく等、スムーズな審判になるよう努力している。

先ほどの医療現場での意見や第三者後見人としての苦勞、意見は勉強になった。今後生かしたいと思う。

医療行為については裁判所としても厳しい問題と考えている。後見人から、遠くに親族がいて、今手術しなければいけないので許可してほしいと相談があり、医療行為は対象外であると杓子定規の回答では説得力がないため、本人のためになるかを考慮し、緊急避難行為として、事実上承諾し、治療いただいてもうまくいったという例がある。裁判所において、法律論としても理屈だけではない難しいところがあると思っている。

- ◎ 高齢化社会で将来の自分のこととも考えると、感じたことがあるかと思う。自由に御意見をいただきたい。

- この制度は高齢者に限らず精神障害、発達障害で判断能力に問題がある成人全体に対して法的にフォローする制度ということではよろしいか。

- ◎ はい。

- 本人に発達障害の自覚がなく、保護者も関心がないまま社会に出て、申立てがない場合にどのようにフォローできるのか。

児童養護施設にいる障害を持った子ども、卒園して保護者がいない子どもにも対応できる制度であると思うが、なかなかイメージできない。

現行制度では、権利擁護の視点が抜け落ちていると感じた。

- ◎ 成年後見制度は、認知症に限らず、自己決定権、例えば何か契約するときに障害があってもできないという場合に保佐、補助等で特定の事項について代理権を与えるものもある。

しかし、本人が自覚できない場合には、福祉サイドに相談いただくことになる。

- 成年後見と言っているが、条件を満たす未成年も利用できる制度ではある。しかし、通常は法定代理人である親がカバーできるため必要がない。

例えば児童養護施設に入っている未成年について保護者がいない場合には、20歳までしか利用できない未成年後見申立ては利用せずに成年後見の申立てを選択しているケースがある。しかしながら、ケースごとに本人に必要な支援に制度がフィットしているかを考えると、いろいろな問題があると感じている。

- 制度について知らなかったことを理解でき勉強になった。

一点、親族後見人から専門職後見人、さらに法人や市民後見人と裾野が広がっていく中で、これから高齢化社会が進んだときにどれだけの後見人が必要になるのかというデータはあるか。

- 平成26年12月末時点の全国における成年後見制度の利用者数は約18万人で認

知症高齢者の約4%にすぎないという統計が出ている。後見制度利用者の利用率が仮に現状のままであったとして平成37年には約28万人、利用率が10%になると約70万人に増加する。累積的に増加していく予測において、今指摘があったように専門職後見人が多く必要になってくるが、弁護士、司法書士に限るのかという問題があり、市民後見人の活用も観点にして制度設計をしながら、受け皿を考えていく必要があると考えている。

- 減ることはないと思う。高齢化が進めば、判断能力に問題がある高齢者や現状ではほとんどフォローできていない障害を持った方を法的にフォローしていこうと障害者やその家族からの申立ても増えてくると思われる。

その場合、受け皿の問題はもちろんだが、成年後見制度は判断能力に問題がある方のツールの一つと思っており、制度の利用については、ケースによって、家族や地域の支えで何とかなる場合は利用しない、逆に取引に関わっているような場合は取りこぼさないように成年後見制度でフォローしていく必要があるだろう。

地域福祉についてはオブザーバーに発言いただきたい。

- ◆ 必ず後見人を付けなければならないのかとの質問をいただくことがある。相談者は、年金収入で資産がない方が多く、報酬の問題もあるため、必要なタイミングのときに利用したらどうかと答えている。

一方で、地域や支援機関で支える方法がなくはないとの話があったが、地域の支援力が脆弱化している面があり、事が起こるとすぐに関係者が成年後見人に飛びつく側面もある。制度では全てが解決しそうな事案にも安易に成年後見人に行ってしまうこともある。

- 「事件処理」という言葉が使われているが、判断のできない方に対して「処理」という言葉に違和感がある。説明いただきたい。
- 判断できない方を前提に成年後見制度があり、成年後見制度を適用するかについてはきちんと法律に従って判断している。判断できない方を処理しているわけではなく、事件や動向を事務処理することを「処理」と言っている。

- 分かった。

- ◎ 裁判所で事件をどのように扱うかという意味で「処理」という言葉を慣用的に日常使用していたが、御指摘いただき、誤解を招く言葉だと認識した。今後説明するときには、法曹界と一般の言葉の受け止められ方は違うことに重々気をつけたいと思う。

- 今家族の在り方が問われている中で、高齢者だけではなく障害者の方も含めて深刻な問題であり、社会として対応していくべきものだとして改めて認識した。

介護の問題もそうだが、家族の中で抱え込んで頑張り過ぎて、社会に対してSOSを出せない方がいる。その中で、孤立も深まっていく事案もあるのでと推測される。地域の支援の在り方、地域力が改めて問われてくる、人ごとではなく我がこととして、どこまで地域で共有していくかだと思ふ。これから需要が増えていく中で、市民後見人の存在が改めてクローズアップされ、専門職の方も含めてセンス、志を持った方がなり得ると思う。

今後裁判所で市民後見人に依頼する事案が増えていくと思うが、社協の各取り組みとしてサポーター活動も始まっている中で、課題があれば伺いたい。

- 市民後見人を選任するケースは、現状では親族がいなくて、財産がほとんどない事案、区長等申立ての事案について採用している。

社協等地域の取り組みが積極的に行われていくことを前提に今後ケースが増えていくと考えている。

問題は、選任した市民後見人には、一人で後見事務の身上看護、財産管理を行っていただく必要がある。そこで、何かあったときに相談する相手として、後見監督人、社会福祉協議会等の法人を後見監督人として選任する、そのほかの市民後見人を指導するシステムとして何があるかを検討した上でないと市民後見人を採用できない。

それら法人後見監督や指導システムを今後も検討していかなければと考えている。
- ◆ サポーター活動の中での問題は、一つは社協が受任している件を履行補助者としてサポーター活動いただいているが、受任している案件の中に虐待の案件や家族丸ごと困難を抱えている案件をそのまま市民後見人に受任していただく難しさがある。市民後見人が受任しやすい案件がない社協もあるので、そのあたりのアンバランスがある。

もう一つの問題は、単独になったときにフォローアップする仕組みが一番大事であると思っており、社協が監督人になる、社協が法人として複数後見を担うという方法も考えられているが、複数選任されると、本人の報酬負担が増えることになるため監督人、複数後見人の形を採り難い。そこで、効果的な監督、実質的な監督としてフォローアップができるかが課題となっている。
- ◎ 統計の数字からも、利用者が増加することになると、市民後見人が重要な担い手となっていくと思う。今後の制度設計その他について、継続して検討していかなければいけないと思っているので、今後ともよろしくお願ひしたいと考えている。

第6 次回テーマについて

ワーク・ライフ・バランスと女性の登用拡大について

第7 次定期日について

平成28年7月5日（火）午後1時30分より
横浜家庭裁判所大会議室（本館5階）